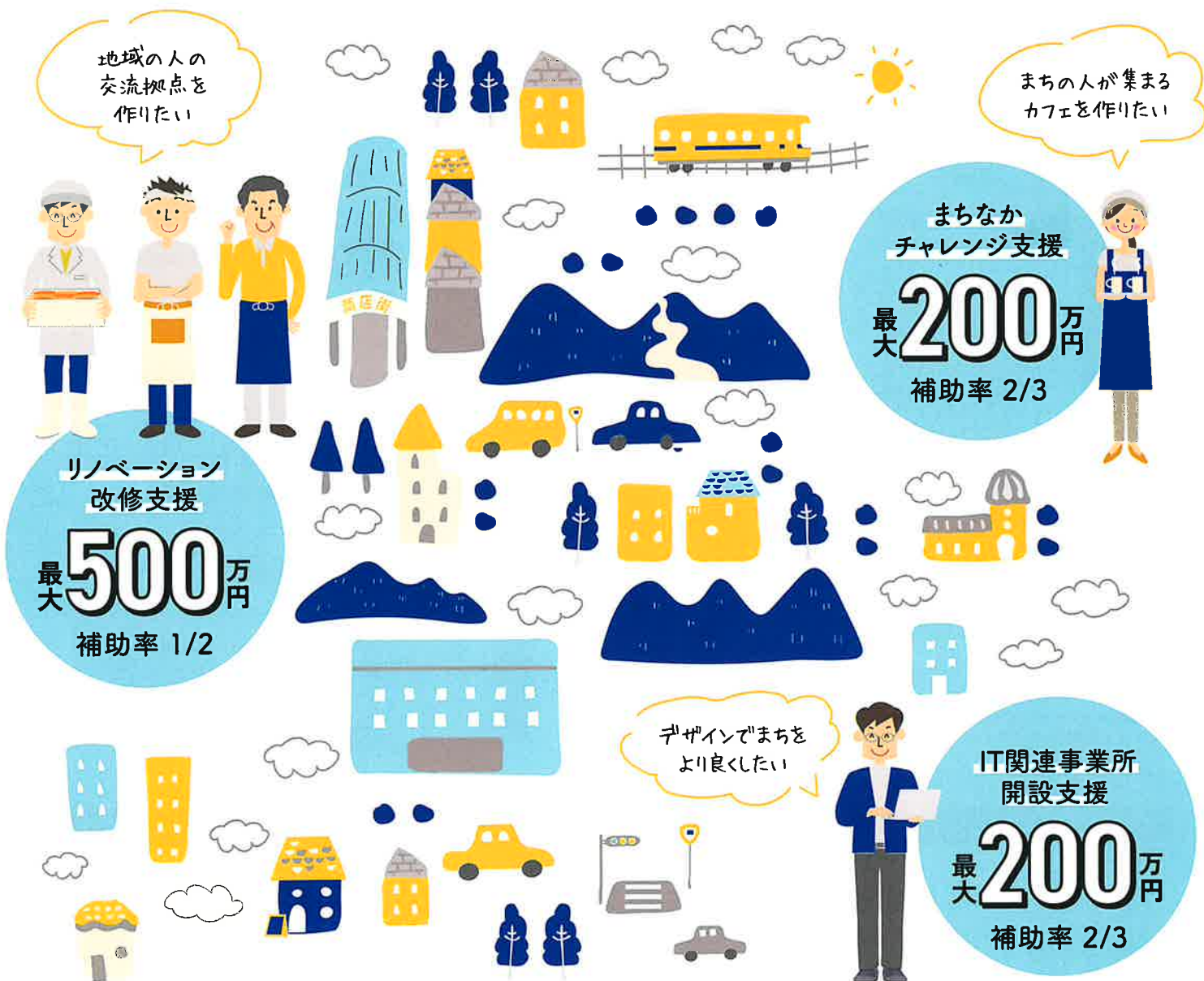


空き店舗等を活用して まちをひらく活動を補助します

地域が抱える課題の解決を図るため、中心市街地の空き店舗や空き家を活用した
地域交流拠点の設置やまちなかへの出店に必要な費用の一部を補助。
商店街の活性化や地域コミュニティ再生及び賑わい創出を支援します。



地域の人の
交流拠点を
作りたい

まちなか
チャレンジ支援
最大 **200** 万円
補助率 2/3

まちなか
チャレンジ支援
最大 **200** 万円
補助率 2/3

まちなか
チャレンジ支援
最大 **200** 万円
補助率 2/3

リノベーション
改修支援
最大 **500** 万円
補助率 1/2

デザインでまちを
より良くしたい

IT関連事業所
開設支援
最大 **200** 万円
補助率 2/3

対象物件

第3期中心市街地活性化基本計画区域内(右図の道路に面した1階に位置する
空き店舗(事務所、倉庫含む)又は空き家
で、3ヵ月以上使用されていない物件



申請受付

令和5年 **6/26** 月 - **8/14** 月

審査の基準

地域の現状把握	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の現状やニーズを把握している <input checked="" type="checkbox"/> 新しいアイデアや視点により地域課題の解決につながる事が期待できる
事業の実現性・継続性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画や収支計画、資金計画が実現性のある内容になっている <input checked="" type="checkbox"/> 補助期間満了後も継続的な事業の実施が見込める
事業の効果	<input checked="" type="checkbox"/> 来街者の増加や回遊の向上など、地域への波及効果が期待できる
地域との連携	<input checked="" type="checkbox"/> 商店街や地域住民、他団体との関わりや連携が見込まれる

助成金の種類

01 リノベーション改修支援

対象事業者	商店街団体・中小企業者(個人を除く) まちづくり団体
補助額	上限額500万円
補助率	1/2(市指定歴史的風致形成建造物は2/3)



02 まちなかチャレンジ支援

対象事業者	中小企業者(個人及び法人)
補助額	小売業・飲食サービス業:上限額200万円 生活関連サービス業等:上限額100万円
補助率	2/3



03 IT関連事業所開設支援

対象事業者	中小企業者(個人及び法人)
補助額	上限額200万円
補助率	2/3

●建物賃借料に係る補助額は月額家賃に補助率を乗じて算出した額と5万円のいずれかの少ない額に月数を乗じた額とする。●原則として3年以上事業を継続する事業計画があること。●宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業でないこと。●フランチャイズチェーン事業、連鎖販売業、風俗営業でないこと。●原則として昼間(午前10時～午後5時)の時間帯を含む1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。

支払いまでの流れ



対象経費

改装費	内外装工事、設備工事、サイン工事、設計費、資材購入費
広告宣伝費	Web広告、ホームページ作成費、チラシ作成・印刷費、ロゴデザイン費等
賃借料	建物賃借料
使用料	インターネット接続費、プロバイダー、レンタルサーバー、ソフトウェアライセンス、事務機器等リース料

申請・
お問い合わせ

白河市建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進係

その他、詳しい要件等は市ホームページをご覧ください。

HPはこちら



0248-22-1111 平日 8:30~17:15
(内線2242)

machi@city.shirakawa.fukushima.jp